

香川県立文書館規則及び香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年 3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第10号

香川県立文書館規則及び香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則  
(香川県立文書館規則の一部改正)

第1条 香川県立文書館規則(平成6年香川県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(複写) 第11条 略 2・3 略 4 第2項に規定する方法により複写物の交付を受ける者は、当該複写に要する費用として、複写物1枚につき10円 <u>(当該複写物がカラーの場合は、20円)</u>を負担しなければならない。この場合において、用紙の両面に印刷された複写物に係る費用については、片面を1枚として算定するものとする。</p>	<p>(複写) 第11条 略 2・3 略 4 第2項に規定する方法により複写物の交付を受ける者は、当該複写に要する費用として、複写物1枚につき10円を負担しなければならない。この場合において、用紙の両面に印刷された複写物に係る費用については、片面を1枚として算定するものとする。</p>

第5号様式（第11条関係）

文書等・行政資料複写許可申請書

年 月 日

香川県立文書館長 殿

		氏名		利用証番号	
複写目的					
複写方法	<input type="checkbox"/> 白黒コピー <input type="checkbox"/> カラーコピー <input type="checkbox"/> マイクロフィルムプリント <input type="checkbox"/> 写真撮影				
資料番号	資料名 (簿冊名/件名) (文書群名/史料名)	複写 ページ	枚数		
		※合計	枚数		
			金額		

- 注1 ※の欄には、記入しないでください。  
 2 行政資料のみの複写の場合は、利用証番号欄及び複写目的欄には、記入する必要はありません。

第5号様式（第11条関係）

文書等・行政資料複写許可申請書

年 月 日

香川県立文書館長 殿

		氏名		利用証番号	
複写目的					
複写方法	<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> マイクロフィルムプリント <input type="checkbox"/> 写真撮影				
資料番号	資料名 (簿冊名/件名) (文書群名/史料名)	複写 ページ	枚数		
		※合計	枚数		
			金額		

- 注1 ※の欄には、記入しないでください。  
 2 行政資料のみの複写の場合は、利用証番号欄及び複写目的欄には、記入する必要はありません。

(香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則(平成26年香川県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第12条関係)		別表(第12条関係)	
区分	金額	区分	金額
1 略		1 略	
2 写しがカラーであるとき。	1枚につき <u>20円</u>	2 写しがカラーである場合で当該写しの大きさが日本工業規格A列3番であるとき。	1枚につき <u>80円</u>
3 略		3 写しがカラーである場合で当該写しの大きさが日本工業規格A列3番未満であるとき。	1枚につき <u>50円</u>
備考 略		4 略	
		備考 略	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。